

おくやみ ハンドブック

田原市

この度はご親族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

このおくやみハンドブックは、市役所関係を含めた一般的な今後の手続きをご案内するものです。

市役所での手続きについては、スムーズに行えるよう、予約制を導入しています。予約外でも手続きは可能ですが、予約者優先のため通常より長くお待ちいただくこともあります。必要なものをご確認のうえ、担当窓口へお越しください。

(故人の住所が田原市以外の場合は、住所地の市区町村役場へお尋ねください。)

すべての手続きをご案内できるものではありませんので、ご了承ください。

2025



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年1月発行

発行: 田原市 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

大切な不動産の これからと一緒に 考えませんか

地元密着
50年

このようなことでお困りではないですか？

家族の大切な不動産。相続したものの…

Q



遠方に
住んでいる
ため頻繁に
行けない…

すでに
何年も空き家
状態だった家…
どうすれば？

売るべきか
解体すべきか
決められない…



当社は田原市を中心に、地元で50年の実績がある不動産会社です。
買取から賃貸活用、管理まで幅広くサポートしております。
ぜひお気軽にご相談ください。

当社でお手伝いできること

戸建て買取

土地買取※

賃貸活用

管理

※中古住宅としての販売や更地として分譲

親身になって対応いたします

☎0531-22-6688 (転送あり)

有限会社オオバ不動産

愛知県知事免許(5)第18880号 (公社)愛知県宅地建物取引業協会会員／東海不動産公正取引協議会加盟

〒441-3415
愛知県田原市
神戸町大坪1番地3

神戸駅より
徒歩5分



目次

◎ご案内	P1
◎市役所での手続きにお持ちいただくもの	P2
◎死亡に関する手続きについてよくある質問	P3
◎市役所で行う主な手続き	P4
◎市役所以外で行う主な手続き	P10
◎相続に関する手続き	P12
◎相続登記はお済みですか？	P13
◎相続税についてのお知らせ	P14
◎法定相続情報証明制度	P15
◎家系図	P16
◎大切な人を亡くされた方へ	P17
◎故人の財産について	P19
◎委任状(承諾書)	P20

ご案内

※手続きは予約者優先となります。

- 手続きできる方は、相続人の方です。
相続人が複数の場合は代表の方をお選びください。
※手続き上、同居の相続人の方がお越しになると手続きがスムーズです。また、代理人（相続権のない親族等）が手続きされる場合は委任状等(P20参照)が必要です。
- ご予約者を優先して対応しますが、混雑状況によっては、予約時間よりお待ちいただく場合があります。ご理解とご協力をお願いします。
- 手続きの内容によっては、時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。
- 手続き窓口(平日 午前8時30分～午後5時)
 - ・保険年金課 ☎0531-23-3503
 - ・渥美支所 市民生活課 ☎0531-33-1112
 - ・赤羽根市民センター ☎0531-45-3111いずれかの窓口をご利用ください。

手続きのご予約は、こちらから

【予約時間帯】

- ① 9:00 ② 10:30
- ③ 13:00 ④ 14:30

<https://logoform.jp/form/yTy5/617612>



市役所での手続きにお持ちいただくもの

該当する項目に☑して、ご利用ください。

亡くなられた方のもの

☐	印鑑登録証（カード）
☐	住民基本台帳カード
☐	マイナンバーカード又は通知カード ・各種手続きで必要となる場合がありますので、しばらく保管することをお勧めします。
☐	国民健康保険被保険者証又は資格確認書（社会保険の方は勤め先にお問合せください）
☐	後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書
☐	会葬礼状（葬儀関連の領収書など喪主氏名のわかるものでも可）
☐	後期高齢者福祉・障害者・（ ）医療費受給者証
☐	介護保険被保険者証
☐	年金手帳・年金証書（振込はがきなど基礎年金番号がわかるものでも可）
☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

窓口にお越しになる方のもの

☐	認印（相続人代表者・喪主）
☐	本人確認書類（下記のいずれか） ・写真付きのもの1点…運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳等 ・写真付きのものがない場合は2点…健康保険証又は資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳等
☐	預貯金通帳（相続人代表者・喪主・亡くなられた方の配偶者）
☐	マイナンバーカード又は通知カード（未支給年金の請求者のものが必要なこともあります）
☐	預貯金通帳と通帳の届出印（税金、水道料金などの引き落とし口座を変更する場合）

その他（必要となる場合があります。）

☐	各種手数料（戸籍謄抄本、住民票等） 1,000円程度
☐	火葬許可証
☐	相続人代表者が、遺言書によって相続人となられた場合は遺言書 ※公正証書遺言・秘密証書遺言・自署証書遺言（検認済のもの）
☐	亡くなられた方が世帯主の場合、（ ）の国民健康保険被保険者証又は資格確認書

※ 「亡くなられた方のもの」のうち、該当する書類が紛失などにより無い場合は、窓口でその旨お申し出ください。

※ 手続きに1時間以上お時間がかかる場合があります。なるべく時間に余裕を持ってお越しください。

※ 手続きの種類によっては、記載されたもの以外のものも必要となる場合があります。

死亡に関する手続きについてよくある質問

Q. 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

- A.** 原則として死亡届を受理した日から約7日目（閉庁日は除く）から交付できます。
戸籍審査に時間を要する場合がございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
なお、本籍が田原市以外にある場合は、本籍のある市区町村にお問合せください。

Q. 住民票や戸籍の請求時に必要なものは何ですか？

- A.** 請求者の本人確認書類
・写真付きのもの1点…運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳等
・写真付きのものがない場合は2点…健康保険証又は資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳等
※委任状等が必要な場合があります。

（参考）主な手数料

住民票（除票）の写し	（1通 200円）
戸籍謄（抄）本	（1通 450円）
除籍謄（抄）本	（1通 750円）
戸籍の附票	（1通 200円）



※どのようなものが必要か、あらかじめ提出先でご確認いただくと申請がスムーズです。

（例）確認事項

●住民票の場合

4情報（住所・氏名・生年月日・性別）が入ったものが基本です。

本籍地や続柄の記載が必要なのか、世帯全員のものが必要なのか、相続人の住民票が必要なのか、亡くなられた方の除票（死亡日の載っているもの）が必要なのか等、提出先へご確認ください。

●戸籍の場合

相続や名義変更などでは、「亡くなられた方（被相続人）の生まれてから亡くなるまでの戸籍」が必要になることが多いです。亡くなられたことがわかる戸籍でよいのか、相続人の戸籍が必要なのか等、提出先へご確認ください。

市役所で行う主な手続き

	対象	手続き内容・必要なもの		問合せ先
住民登録・印鑑登録・マイナンバーカード等	亡くなられた方が世帯主	世帯主変更届	世帯主が亡くなられた場合は、別の世帯員が世帯主となります。新しい世帯主について、職員が確認させていただきます。	市民課 ☎23-3511
	印鑑登録されている方	返納	・印鑑登録証(カード) お亡くなりと同時に抹消となるため、印鑑登録証明書は発行できません。	
	住民基本台帳カードをお持ちの方	返納	・住民基本台帳カード お亡くなりと同時に使用できなくなります。	
	マイナンバーカードをお持ちの方	返納不要	・マイナンバーカード お亡くなりと同時に使用できなくなります。死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることがありますので、保管ください。	
	通知カードをお持ちの方	返納不要	・通知カード 死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることがありますので、保管ください。	
保険・医療	国民健康保険加入者 国民健康保険加入者のいる世帯主の方	資格喪失 保険証又は資格確認書及び各種受給者証返還 葬祭費支給申請 (世帯主の場合) 世帯内の加入者全員に交付している 保険証又は資格確認書の変更	●国民健康保険に加入している方の場合 ・亡くなられた方及び世帯加入者の被保険者証又は資格確認書 ・亡くなられた方及び世帯加入者の各種受給者証 ・会葬礼状又は葬祭の領収書(喪主確認用) ・手続きをする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・葬祭費の振込口座がわかるもの(原則喪主の口座) ●国民健康保険に加入していない世帯主の場合 ・世帯内の国民健康保険加入者の被保険者証又は資格確認書 ・世帯内の国民健康保険加入者の各種受給者証 ・手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等)	保険年金課 国保年金係 ☎23-2149
	後期高齢者医療保険に加入している方	保険証又は資格確認書の返還 葬祭費支給申請 保険料還付金口座振込依頼 高額療養費等の振込先口座の変更	・亡くなられた方の被保険者証又は資格確認書 ・会葬礼状又は葬祭の領収書(喪主確認用) ・手続きをする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・葬祭費の振込口座がわかるもの(原則喪主の口座) ・相続人代表となる方の振込口座がわかるもの	保険年金課 医療係 ☎23-3514

みなさまが安心して相談できる 身近な町の相続相談所 司法書士戸川事務所

突然の相続にお困りのみなさまへ

この度はお悔やみ申し上げます。誰しものが急に発生する相続。相続と言っても、相続するものや内容は人それぞれです。そして複雑な手続きが多いものでもあります。戸川事務所では、みなさまのご相談を伺いお力になれるよう努めてまいります。



愛知県司法書士会所属
代表 戸川忠大

戸川事務所がお手伝いできること



不動産登記は 司法書士にお任せください

不動産を所有していた方が亡くなった時に、その不動産の名義を変更する必要があります。相続人同士で揉めるトラブルを避けるために、大切な手続きのお手伝いをいたします。

2024年(令和6年)4月1日より 相続登記の義務化

自身が不動産所有者の相続人であることを認識した日から3年以内に相続登記をする必要があります。正当な理由なく相続登記の申請をしない状態が続くと、過料が課される可能性があります。早めのご相談・ご対応がおすすめです。



そのほかの複雑な 相続手続きもサポート

預貯金の解約、遺産分割協議書の作成、遺産整理、相続放棄、相続書類の取得・作成などの複雑で難しい手続きもサポートいたします。



幅広い専門家のご紹介

当事務所の業務範囲でなくとも、他の専門家(弁護士、税理士、会計士、土地家屋調査士、行政書士、不動産鑑定士、弁理士、社会保険労務士など)の紹介もいたします。紹介料はいただいております。

相談
無料

「もっと早く相談しておけばよかった」と

ご相談者様から伺うこともあります。こんな事相談してもいいのかな?と不安にならずお問合せください。少しでもお力になれると幸いです。

司法書士戸川事務所

所属: 愛知県司法書士会

ホームページ



☎ 0532-39-4714

受付時間 平日 8:00~20:00 土・日・祝日・夜間も要予約で対応

所在地 〒441-3145 愛知県豊橋市大岩町字北元屋敷2-1 P 駐車場あり

Email info@togawa-office.com

司法書士戸川事務所

検索 Q



	対象	手続き内容・必要なもの		問合せ先
保険・医療	各種福祉医療費受給者証をお持ちの方	資格喪失受給者証の返還	・亡くなられた方の各種福祉医療費受給者証 ※各種福祉医療費受給者証とは 障害者医療費受給者証 精神障害者医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証 子ども医療費受給者証 後期高齢者福祉医療費受給者証	保険年金課 医療係 ☎23-3514
	65歳以上の方で要介護認定を受けていない方	介護保険被保険者証の返還	・亡くなられた方の介護保険被保険者証	高齢福祉課 長寿介護係 ☎23-3217
高齢者	40歳以上の方で要介護認定を受けている方、事業対象者	各種介護保険証の返還	・亡くなられた方の各種介護保険証 ※各種介護保険証とは 介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証(該当する方)	
	40歳以上の方で要介護認定申請中の方	介護保険要介護認定等申請取下書の提出	・申出書に亡くなられた方の氏名等を記載して提出(印鑑不要) ※取下書は提出が不要となる場合もあります。	
	介護保険料の還付、高額介護サービス費の支給手続き	該当する方に、東三河広域連合から関係書類が郵送されます。 ※亡くなられた方の住所地以外に送付を希望される場合は、送付先変更届を提出してください。(印鑑不要)		
	各種助成券の交付を受けている方	各種助成券の返還	・亡くなられた方の各種助成券 ※各種助成券とは 交通共通助成券(高) 元気バス購入助成券 福祉有償運送料金助成券 家族介護用品購入補助券 訪問理美容サービス助成券 ※東三河広域連合が交付する家族介護用品給付券の交付を受けている場合 ・亡くなられた方の給付券 ・家族介護用品給付中止申出書を提出(印鑑不要)	
	緊急通報装置の貸与を受けている方	緊急通報装置の返却	・亡くなられた方の氏名等を伝えてください。 ・日程調整のうえ、装置の取り外しに伺います。 ・ワイヤレスの通報装置を紛失された場合は、購入して返却いただきます。	
配食サービスを利用している方	配食サービス廃止申出書の提出	・申出書に亡くなられた方の氏名等を記載して提出(印鑑不要)		

	対象	手続き内容・必要なもの		問合せ先
高齢者	徘徊高齢者等事前登録制度を利用している方	徘徊高齢者等事前登録 取消し届の提出	取消し届に亡くなられた方の 氏名等を記載して提出（印鑑不要）	高齢福祉課 高齢福祉係 ☎23-4654
	認知症見守りQRラベルシール交付事業を利用している方	認知症見守りQRラベルシール交付事業 利用辞退届出書の提出	届出書に亡くなられた方の 氏名等を記載して提出（印鑑不要）	
年金	国民年金を受給している方	未支給年金請求 遺族基礎年金請求	・亡くなられた方の年金証書 ・亡くなられた方と未支給年金請求者との 続柄を確認できる戸籍謄本等 ・請求者のマイナンバーのわかるもの ・請求者の預貯金通帳	保険年金課 国保年金係 ☎23-2149
	国民年金に加入している方	死亡届	・亡くなられた方の年金手帳 ・死亡診断書の写し	
		遺族基礎年金 死亡一時金請求 寡婦年金請求	・亡くなられた方の年金証書 ・亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる 戸籍謄本等 ・請求者のマイナンバーのわかるもの ・請求者の預貯金通帳	農業委員会 ☎23-3519 又は JA愛知みなみ 本店等 ☎34-0373
	農業者年金を受給している方／ 加入している方 (共通)	死亡届 (未支給年金・一時金請求を含む)	・亡くなられた方の死亡が確認できる戸籍謄本等 (コピー可) ・亡くなられた方の年金証書 ・亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄 を確認できる戸籍謄本等(コピー可) ・請求者の預貯金通帳 ※上記以外に他の書類等が必要となる場合が ございます。まずは、右記の窓口でご相談く ださい。	
市税	原動機付自転車等 (田原市ナンバー) の車両を所有 している方	廃車	・標識交付証明書 ・ナンバープレート ・印鑑不要	税務課 資産税係 ☎23-3510
		名義変更	・標識交付証明書 ・相続人となる方の譲渡証明書 ・ナンバー変更する場合はナンバープレート ・印鑑不要	
	固定資産をお持ちの方	相続人代表者指定	・固定資産現所有者申告書を提出（印鑑不要）	税務課 市民税係 ☎23-3509 資産税係 ☎23-3510
	口座振替で納税 されていた方	口座振替の変更又は廃止	〈変更〉 ・新たに申し込みされる方の預貯金通帳、 通帳の届出印 〈廃止〉 ・市税等口座振替廃止届を提出（印鑑不要）	
障害	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉 手帳をお持ちの方	手帳返還	・亡くなられた方の手帳	地域福祉課 障害福祉係 ☎23-3697

	対象	手続き内容・必要なもの		問合せ先
障害	田原市障害者手当を受給されている方	受給資格消滅の届出 未支給分の請求	・未支給分の受給対象者の振込先口座がわかるもの	地域福祉課 障害福祉係 ☎23-3697
	自立支援医療（精神通院）を受給されている方	受給者証返還の届出	・亡くなられた方の自立支援医療（精神通院）の受給者証	
	自立支援医療（更生医療）を受給されている方	受給者証の返還	・亡くなられた方の自立支援医療（更生医療）の受給者証	
	自立支援医療（育成医療）を受給されている方	受給者証の返還	・亡くなられた方の自立支援医療（育成医療）の受給者証	
	障害福祉サービスを受給されている方	受給者証の返還	・亡くなられた方の障害福祉サービスの受給者証	
	地域生活支援事業を受給されている方	受給者証の返還	・亡くなられた方の地域生活支援事業の受給者証	
	各種助成券の交付を受けている方	各種助成券の返還	・亡くなられた方の各種助成券 ※各種助成券とは 交通共通助成券(障) 元気バス購入助成券 福祉有償運送料金助成券 訪問理美容サービス助成券	
	愛知県心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障害者の保護者の方が亡くなられたとき 年金給付の請求 死亡の届出 年金支払希望口座への振替依頼	・亡くなられた加入者（保護者）の住民票の写し（除票） ・年金受給権者（障害者）の住民票の写し ・年金受給権者（障害者）の振込先口座がわかるもの ・医師が発行する死亡診断書（原本又は原本証明されたもの） ※加入日から2年以内に亡くなられた場合、死亡診断書の代わりに死亡証明書（指定様式）を提出 ・心身障害者扶養共済制度加入証明書	
心身障害者の方が亡くなられたとき 弔慰金の給付請求 死亡の届出		・加入者（保護者）の住民票の写し ・亡くなられた障害者を除く住民票の写し ・加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの ・心身障害者扶養共済制度加入証書		
扶養共済年金受給者が亡くなられたとき 死亡の届出 未支給分年金の受取人選任の届出 未支給分年金の振込依頼		・年金受給者（障害者）の住民票の写し（除票） ・すべての相続人戸籍謄（抄）本の原本		

	対象	手続き内容・必要なもの		問合せ先
障害	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当を 受給されている方	死亡の届出 未支給分がある場合は 支給の申請	・相続される方の振込先口座がわかるもの	地域福祉課 障害福祉係 ☎23-3697
	特別児童扶養手当 を受給されている方 (対象者:障害児の 父・母)	受給者が亡くなられたとき 死亡の届出 資格喪失の届出	・未支給分の受給対象者の振込先口座が わかるもの ・除籍された戸籍謄(抄)本又は死亡診断書 ・特別児童扶養手当証書	
		対象障害児が亡くなられた とき 資格喪失の届出 ※対象障害児が2名以上で、 そのうちの1名が亡くな られた場合は額改定の 届出	・除籍された戸籍謄(抄)本又は死亡診断書 ・特別児童扶養手当証書	
	在宅重度障害者手当 を受給されている方	資格喪失の届出	・未支給分の受給対象者の振込先口座が わかるもの	
	有料道路の割引を受け られている方	登録削除依頼	・割引を受けている障害者手帳	
こども	児童手当支給対象 の児童の方	受給事由消滅又は 減額改定	事前に右記にお問合せください。	子育て支援課 こども福祉係 ☎23-3513
	児童手当を受給し ている方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	事前に右記にお問合せください。	
	児童扶養手当支給 対象の児童の方	資格喪失又は額改定 (減額)	事前に右記にお問合せください。 ・資格喪失の場合は児童扶養手当証書	
	児童扶養手当を受 給している方	死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求	事前に右記にお問合せください。	
	遺児手当(県・市)支 給対象の児童の方	受給事由消滅又は 減額改定	事前に右記にお問合せください。	
	遺児手当(県・市) を受給している方	受給事由消滅 未支払請求 認定請求	事前に右記にお問合せください。	

	対象	手続き内容・必要なもの		問合せ先
こども	認可保育園・認定こども園在園児の保護者の方	教育・保育給付認定変更申請等	事前に右記にお問合せください。	子育て支援課 こども保育係 ☎23-3513
	就学援助申請者の方	就学援助変更申請	事前に右記にお問合せください。	教育総務課 教育総務係 ☎23-3530
市営住宅	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族の方	入居承継承認申請	承継手続きが必要です。 事前に右記にお問合せください。	建築課 住宅管理係 ☎23-3527
	契約者が亡くなり、市営住宅を退去される方	住宅返還	退去立会が必要です。 事前に右記にお問合せください。	
	市営住宅に入居の同居親族が亡くなられた方	同居親族異動届出	・市営住宅入居者緊急時の連絡先 (独居になる場合)	
農地・林地	農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	・相続した農地の明細	農業委員会 事務局 ☎23-3519
	森林を相続された方	森林法第10条の7第1項の規定による届出	・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明など権利を取得したことがわかる書類	農政課 農政振興係 ☎27-7275
上下水道	水道の使用名義の方	使用者の名義変更 登録口座の変更	預貯金通帳、通帳の届出印 ※使用者の名義は電話でも変更できます。	水道課 業務係 ☎23-3532
	水道の所有名義の方	所有者の名義変更	手続きをする方の印鑑(認印)	
	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	世帯人数の変更	・世帯人員等変更届	下水道課 経営係 ☎23-3525
	水道未加入で下水道施設を利用されている方	使用者の名義変更 登録口座の変更	右記にお問合せください。	
	下水道事業受益者負担金等を納付中又は猶予中の方	受益者の変更 納付管理人の登録 登録口座の変更	受益者の変更 ・受益者変更申告書	
その他	し尿汲取り利用者の方	利用者の名義変更	右記にお問合せください。	環境政策課 環境衛生係 ☎23-3541
	犬を所有(登録)している方	所有者の変更届	右記にお問合せください。	

創業 1930年

地元密着

空き家で お悩みの方へ

いずれ親族の誰かが使ってくれたら…
解体するという決断ができない…

そういった悩みを
お抱えではありませんか？

私たちはお客様がお持ちの空き家についての悩みを聞き、
一緒に適切な未来に向けての解決策を考えさせていただきます。



リフォーム

水回りや基礎等の一部リフォームから大規模なリフォームまで。
一緒に考えてみませんか？



解体

解体も弊社にお任せください。
ご近所にも配慮した、丁寧な解体をお約束いたします。



買取

正しく査定し、最適な買取額を
提案いたします。



空き家管理 ※空き家の適切な管理は所有者の責任です。

思い出のご実家、ご自宅を大切に想う皆さまの心に寄り添い、真心をこめて空き家の管理をいたします。自分で管理するのは大変だけど…といったお悩みがございましたら、まずはお相談ください。
(管理可能エリア：田原市)

詳しくは「日本空き家サポート」で検索

空き家管理の全国ネット 日本空き家サポート



※(株) 菰田建設は令和6年3月「日本空き家サポート」に加盟



まずはお気軽にお問い合わせください

株式会社 菰田建設 こもけん

〒441-3421 田原市 田原町 晩田63番地の1

☎ 0531-22-0529

営業時間 ▶ 8:00~18:00 休業日 ▶ 日曜日・月2回土曜日・お盆・年末年始・GW

FAX 0531-22-5551

E-mail kmd-co@isis.ocn.ne.jp

<https://www.komoken.jp>

夢ハウス ビジネスパートナー加盟

●建設業許可：特定建設業
愛知県知事許可（特-6）第79740号
●産業廃棄物収集運搬業許可
愛知県 第02300143580号
●宅地建物取引業免許
愛知県知事（1）第25180号



市役所以外で行う主な手続き

- 手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍、住民票、税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問合せいただいたうえ、市役所にお越しになると手続きが円滑に進みます。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却可能な場合がありますので、各関係の窓口にご確認ください。
- 法定相続情報証明制度(P15)をご利用いただくと、各種相続手続きで戸籍書類一式の提出の省略が可能となります。詳しくは、名古屋法務局豊橋支局(☎0532-54-9278)にお問合せください。

対象	必要な手続き	想定される窓口
厚生年金を受給している方	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	豊橋年金事務所 ☎0532-33-4111
共済年金を受給している方	未支給年金請求 遺族共済年金請求	各共済組合
恩給を受給している方	未支給金又は過払い金請求	総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400
企業年金を受給している方	未支給金又は過払い金請求	各企業年金基金 企業年金連合会(年金相談室) ☎0570-02-2666
生命保険等に加入している方	死亡保険金請求 入院給付金の請求	加入保険会社等
損害保険等に加入している方	名義変更・解約等	加入損害保険会社等
預貯金口座等をお持ちの方	口座解凍手続	金融機関等
株式等をお持ちの方	名義変更	証券会社等
国債(戦没者弔慰金)をお持ちの方	記名変更 償還金受領	償還金支払場所 証券保管証書に記載の郵便局
普通自動車を所有している方	自動車税に関すること	東三河県税事務所 ☎0532-35-6130
	名義変更等に関すること	豊橋自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2049 (自動音声ガイダンス)
軽四輪及び自動二輪(125cc以上)を所有している方	名義変更又は廃車	軽自動車検査協会 愛知県主管事務所豊橋支所 ☎050-3816-1771
財産を相続された方で相続税の申告をする必要がある方	相続税の申告	豊橋税務署 ☎0532-52-6201
所得税の準確定申告の一定の要件に該当する方	所得税の準確定申告	豊橋税務署 ☎0532-52-6201
土地・建物をお持ちの方	土地・家屋等移転登記	名古屋法務局豊橋支局 ☎0532-54-9278

対象	必要な手続き	想定される窓口
遺言書が残されている方	遺言書の検認・開封	名古屋家庭裁判所 豊橋支部 ☎0532-52-3212
財産を相続放棄する方	相続放棄の申立	
農地を所有している方	名義変更	田原市土地改良区 ☎22-1589
固定電話（NTT西日本）を契約している方	契約承継・解約	NTT西日本株式会社 局番なし116 携帯からは ☎0800-2000116
固定電話（NTT西日本以外）・携帯電話を契約している方	名義変更・解約	各契約会社
インターネットを契約している方	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料を支払っている方・免除されている世帯の方	名義変更・解約	NHK 受信契約: ☎0120-151515 受 信 料: ☎0570-077-077
電気・ガス料金等を支払っている方	名義変更・解約	各契約会社 中部電力田原営業所 ☎0120-921-693
運転免許証をお持ちの方	返納手続き	田原警察署 ☎23-0110
クレジットカードをお持ちの方	解約	各契約会社
ケーブルテレビを契約している方	名義変更・解約	各契約会社
住宅ローンを契約している方	保険金請求、債務相続など	契約先の金融機関
賃貸契約をされている方	解約、名義変更、家賃支払い	契約先の不動産会社

※代表的な項目について掲載しています。

必要な手続きは、亡くなられた方それぞれの加入状況等で異なりますので、各窓口にお問合せください。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続した土地や建物の相続登記を忘れずにご確認ください。

詳しくは、名古屋法務局のホームページをご確認ください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/page000489.html>



相続に関する手続き

該当する項目に☑して、ご利用ください。

	項目	期日	備考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。 亡くなられた方の本籍地の市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産を知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
☐	相続放棄・限定承認	相続の開始があることを知ったときから3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等が必要となるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納付をしなければなりません。 詳しくは税務署にご相談ください。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	協議が整い次第	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。 合意後、金融機関や法務局等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続税の申告・納付	被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内	各相続人が相続税や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 詳しくは税務署にご相談ください。
☐	相続登記	不動産を相続したことを知ったときから3年以内	被相続人が所有していた不動産の名義を相続人の名義へ変更する必要があります。 登記申請手続等は、不動産の所在地を管轄する法務局にご相談ください。

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなかったこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)を加工して作成

相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します）が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額＝3,000万円＋(600万円×法的相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問や相談(1)」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」（<https://www.zeirishikensaku.jp>）で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

名古屋国税局・税務署からの通知を参考に田原市が作成

相続税の
申告の
適切な方法が
わからない...

何から
はじめたら
いい？

相続税のお悩み 杉浦会計事務所に お任せください

相続税の手続きは専門知識が必要なものが多く、お悩みのことと存じます。
当事務所では、「**税の専門家**」として相続税の複雑な問題の解決をお手伝いいたします。

専門家に任せて安心！POINT

POINT

1

相続税の申告実績が豊富

当事務所には、相続税に関する様々な**事例実績**と**多くの申告実績**があります。
これらをもとに皆様の状況をお伺いし、確実な相続税申告のお手伝いをいたします。

POINT

2

他専門家の窓口としても対応

他士業と連携しているのも、**相続税の申告以外の相続手続き**にも対応が可能です。
適切な専門家をご紹介します、お客様のお悩み解決のサポートをいたします。

TOPIC

ご存じ
でしたか？

遺産分割の方法などによっては節税できる可能性があります！

専門家の目線で、**節税のための方法**などをアドバイスいたします。
協議や手続きをはじめる前に、まずはご相談ください。



そのほか

様々な税の相談に
幅広く対応できます

当事務所では、幅広い会計ノウハウで、皆様の資産に関するお悩み解決に努めています。
相続税だけでなく、**所得税**や**法人税**など、**身の回りの税に関するお悩み**もお任せください。



税理士 杉浦 啓益

初回のご相談は
無料です

相続で迷ったら、
まずは一度
ご相談ください。

杉浦会計事務所

愛知県豊橋市東郷町99番地

☎0532-62-1177

受付時間 平日8:30~17:30

アクセス ▶ 豊橋鉄道東田本線 東田駅から徒歩約4分



HPはこちらから

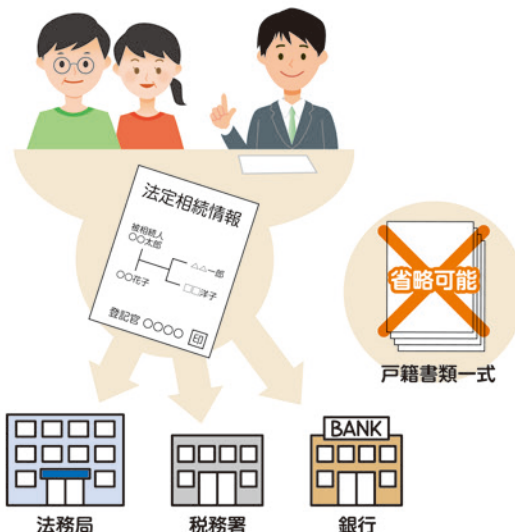
法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。

これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証又はマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることがわかる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

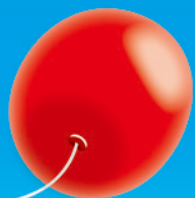
●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成



相 続 についてのお悩みは

司法書士法人 オフィス SKYへ

“相続”という言葉に、漠然としたご不安をお持ちではありませんか？
 私たち司法書士法人 オフィスSKYが、問題の根本から分析し、
 相談者様の相続のお悩みが青空に吸い込まれていくように寄り添って考えます。

お力になれること

相続書類取寄

対象者を確定し、煩雑な
戸籍謄本の収集も
行います。

遺産分割 協議書作成

遺産分割協議の内容
を正式な書類に残し、
争族を予防します。

相続登記

不動産の名義変更・登記
を行い、所有者を公的に
証明します。

相続放棄

望まない財産の放棄を
行う際の、正式な書類を
作成いたします。

遺産分割 調停申立

相続人間で遺産の分割
について決められない
場合、家庭裁判所への
申立書を作成します。

二次相続対策

配偶者がすでに亡くなっている
場合、二次相続に備えた
“今だからできる対策”
を一緒に考えます。

その他、お力になれることが多数ございます。
まずは、あなたのお悩みをお聞かせください。



相続コラム

相続は「生前対策」が ポイントです

此度のお身内のご逝去に際して、ご自身のときのことも色々とお考えではありませんか？
 実は、相続問題に関しては「生前対策が8割」と言われています。ご自身の意思を正しく
 遺し、「争族」ではなく安心の「相続」へ繋げるためにも、一度私たちとお話ししてみま
 せんか？“身近な法律家”である司法書士は、生前対策についてのご相談も承れます。
 皆様からのご相談、いつでもお待ちしております。

ご相談
無料

ココ ニイコウヨ
 ご相談は ☎ 0532-55-2154

司法書士法人 オフィス SKY

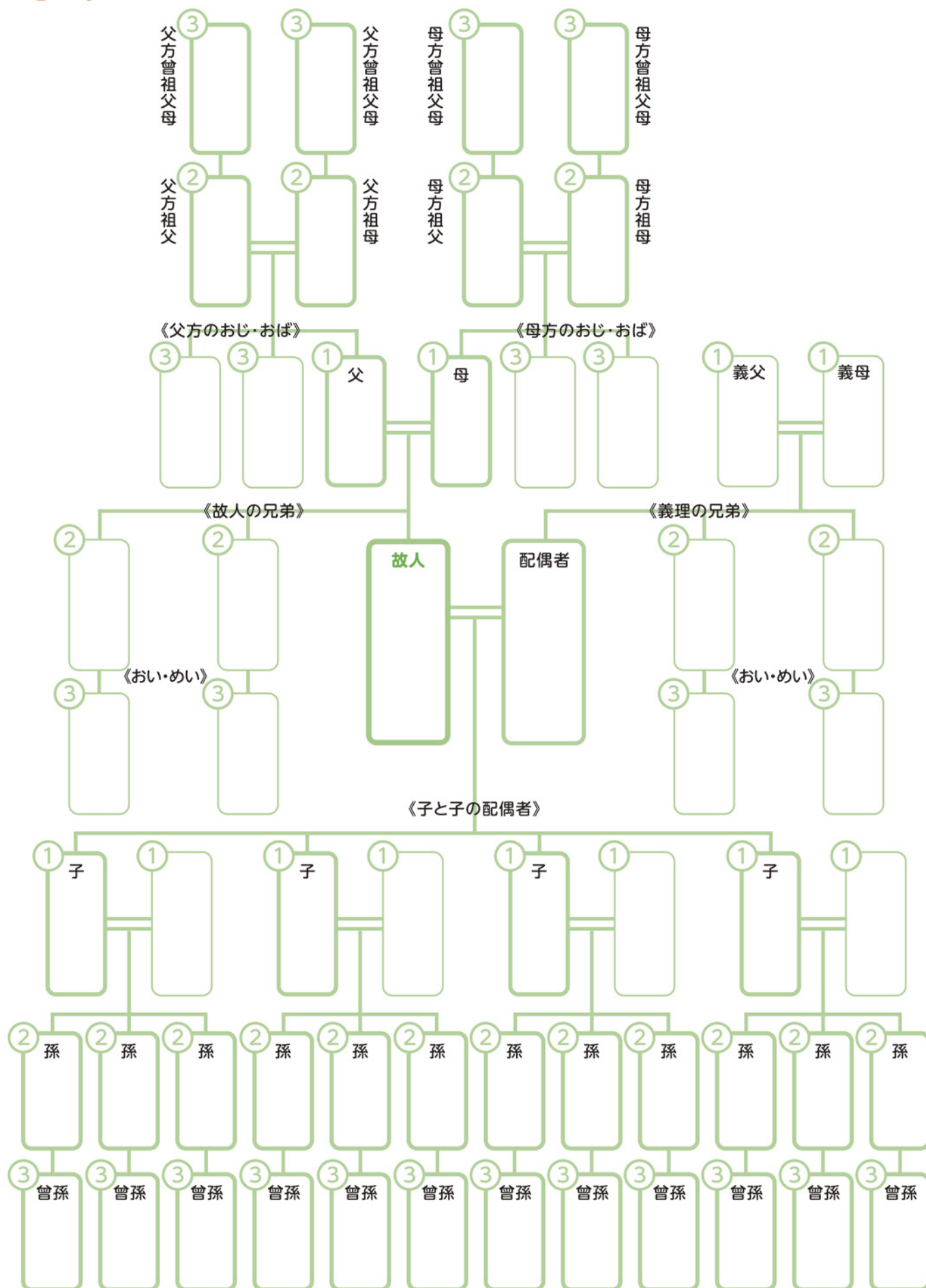
代表司法書士 伊藤充宏

〒440-0874 豊橋市東松山町33番地
 E-mail second@itooffice21.jp
 営業時間 月～金 8:30～18:00
 定休日 土日祝 FAX 0532-55-2169



家系図

※数字は親等数



株式会社みかわ屋運営

◆屋内片付け◆不用品買取

遺品整理は

買取さむらい

株式会社みかわ屋の運営する

「買取さむらい」では、

遺品整理士の資格を持つスタッフが

皆様の想いに寄り添いながら、

ご自宅等の片付けをお手伝いいたします。

「片付けを進めながらの買取」も可能につき、

お見積もりから買取金額分のお値引きを

積極的に実施中です。



買取
品目

骨董品

家具・家電

ブランド品

介護用品

【買取さむらい】まで、お気軽にお問合せください。

☎0532-31-3661

営業

11:00~19:00
年中無休



買取さむらいHP

【住所】〒441-0152 豊橋市前芝町西堤56-1 1F 【古物商許可】第543951603500号

／さらに！／
みかわ屋なら **不動産の処分までまるっと対応！**

住宅解体専門店

不動産売買専門店

株式会社みかわ屋は、不動産のお取り扱いや解体工事が主たる事業の企業。

そのため、【買取さむらい】での片付け後はそれぞれ別の業者を探す手間なく、
全て当社にお任せいただけます。不動産に関すること、**まるっと全部一括対応が
可能**なみかわ屋へ、ぜひお問合せください。



株式会社みかわ屋 ☎0532-31-2563

【住所】〒441-8001 豊橋市野田町字野田10-3 【mail】mikawaya2015@ivy.ocn.ne.jp

一般建設業:愛知県知事 許可 (般-2) 第66859号/産業廃棄物収集運搬業許可(愛知県):第02300187963号
産業廃棄物収集運搬業許可(静岡県):第02201187963号/宅地建物取引業許可:愛知県知事(1) 第24809号
※一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。



みかわ屋HP

査定 相談 見積

すべて **0** 円 無料

株式会社みかわ屋

大切な人を亡くされた方へ

こんな変化はありませんか？

大切な人を亡くした時、人は様々な感情を抱きます。

その結果、こころと体と行動に色々な変化が起こることがあります。

この変化は、深い悲しみや苦しみから、あなた自身を守るための自然な反応です。



自然の反応

体の反応

眠れない、朝早く目覚めてしまう、怖い夢を見る。風邪をひきやすくなった。食欲がない、体がだるい。頭痛や吐き気、めまいがする。胸がしめつけられる、心臓がドキドキする。

こころの反応

死という事実が現実だと感じられない。何も感じられない。世の中の出来事に無関心になったり、無気力になる。集中力や決断力、忍耐力が乏しくなる。無性に不安になったり、苛立つ。激しい怒りやうらみ、ねたみを感じたり、自分を責める。

行動の反応

誰とも会いたくない、話したくなくて家の中にひきこもる。今まで普通にできていた行動ができなくなったり、難しく感じる。思い出すことを避けたり、反対に思い出の場所を訪ねたいという気持ちになる。じっとしているのがつらく、意味もなくひたすら動き回る。

遺された人が抱きやすい様々な感情

大切な人を亡くした時は、人は深い悲しみだけでなく、様々な複雑な感情を抱きます。

悲しみの感じ方や表現の仕方は一人ひとり異なっています。そのため、あなたは、遺された家族同士でも感じ方や受け止め方が異なることに戸惑ったり、不安を感じたりするかもしれません。

- 「自分は何もできなかった」という無力感に襲われる
- 「自分も死んでしまいたい」と思う
- 悲しいはずなのに、ホッとした気持ちになってしまう
- なぜ死んでしまったのかわからない
- 自分が悪かったのではないかと責めてしまう
- 亡くなったことが現実だと思えない
- 置き去りにされた気がする
- 自分だけ生きて、楽しい思いをして申し訳ないと思う
- 周りの人に亡くなったことを伝えたくない、言えない
- 亡くなった人のことを恨んでしまう

記念日反応・命日反応

亡くなった人の誕生日や結婚記念日、命日など、亡くなった人との思い出が深い特別な日が近づくと、それまで過ごしてきた日々以上に、気持ちが落ち込んだり、体調が崩れるなど、亡くなった直後のような症状が再現することがあります。

これらの症状は、「記念日反応」「命日反応」といって、大切な人を亡くした方にはよく起こりうる自然な反応です。

子どもにみられる反応

子どもは感情を言葉で表現することが大人ほど得意ではないため、身体症状や行動の変化として表れやすいです。

- 赤ちゃん返り(指しゃぶり、おねしょなど)
- 遊びや勉強に集中できない
- 兄弟げんかが増える
- 不登校になる
- 「自分のせい」「自分が悪い子だから」と思ったりする。

どれも子どもにとっては大切な悲しみの表現です。子どもの“今”を、ありのままに受け入れていくことで、自然と落ち着いていきます。

こうした自然の反応は、時間の経過とともに徐々に薄らいでいくものですが、つらい症状が続くときには、ひとりで抱え込まず、かかりつけ医や相談機関にご相談ください。

大切な人を自死で亡くされた方へ



自死遺族の方への
支援情報まとめ

「なぜ、自死をしなければならなかったの？」▶理由探し

「なぜ？」の答えは、誰にもわからないことです

あなたは今、大切な人が自死をした『その理由』を、必死になって探し求めているかもしれません。それは遺された方としては当然の思いでしょう。しかし、自死の原因は一つだけではなく、様々な出来事が複雑に絡み合っているといわれています。

「自分ひとりで死んでしまって、私をこんなに苦しめて！」▶怒りの思い

『死』しか見えない状況だったのだと言われていきます

「わたしがいるのに、なぜあの方は自死をしたのだろう？」と、あなたは、自死をした本人に対して、激しい怒りの感情を抱いたり、強い無力感や取り残されたような思いを感じているのかもしれませんが。このような怒りの感情や無力感を抱くあなた自身を、どうか、自分で責めたりしないでください。今のあなたの苦しい感情も、深い悲しみの気持ちからなのです。まるで、自分の存在そのものを否定されてしまったかのような思いもあるでしょう。自死した人は、目の前に『死』しか見えない、他には何も見えない状況だったのだといわれています。その人の自死という選択は、決してあなたへの拒絶ではないのです。

「私が気づいてあげていたら…」「私が、ああしていたら…」▶自責や後悔の思い

自死に至る理由は複雑です。あなたの責任ではありません

あなたは今、自分を激しく責め、後悔しているのかもしれませんが。自死をなさった方の気持ちや理由は、本人にすらわからないのかもしれませんが。もしかしたら…、あなたがどんなに必死に声をかけたとしても、その人の『死』への思いは、あまりにも強すぎて、どうすることもできなかったかもしれません。自死のような複雑な問題に、あなた一人が責任を負えるはずはないのです。

「悲しいと感じられない私って冷たい人間なの？」▶現実感のなさ

突然すぎて、悲しみが実感できないこともあるのです

あまりにも突然に大切な人を亡くすと、人は現実感が感じられなくて、悲しみを実感できなくなることがあります。これもごくごく自然な、遺された方の感情の一つなのです。泣いたり悲しんだりしない自分は冷たい人間なのだろうかと思わなくてよいのです。

「周りの人に自死したことを伝えたくない、言えない…!!」▶ためらいの思い

“隠したい”と思うのも自然なことです

あなたは、大切な人の死について、あなたの友達や恋人、ご近所や勤務先等にどのように伝えたら良いのだろうか、迷ったり悩んだりしているのかもしれませんが。『自死』であることを公表することに戸惑いや抵抗感、ためらいや恥の思いを持つことは、ごくごく当然のことです。また、相手が受け止めなければならないショックの大きさを思いやり、躊躇することは、あなたの優しさでもあるのです。親しい相手に話せない秘密ができることはつらいことですが、隠すことイコール悪いことではないと、知っていただきたいのです。

ひとりで抱え込まず、専門相談機関等にご相談ください。

自死遺族の専門相談機関

面談(要予約)

愛知県精神保健福祉センター

連絡先 ☎052-962-5377

予約 平日9:00-12:00,13:00-16:30

面談 第3木曜日14:00-15:30

電話(傾聴)

NPO法人

グリーンケア・サポートプラザ

連絡先 ☎03-3796-5453

時間 火・木・土曜日11:00-17:00

LINE通話

NPO法人

グリーンプラザともに

時間 第2・第4火曜日21:30-25:00

LINE公式アカウント @700tgyoc



自助グループ等

同じ体験をされた方同士の支え合いの場があり、思いを語り合うわち合いの会を開催しています。(詳細は各団体のホームページをご確認ください)

①リメンバー名古屋自死遺族の会

【偶数月に開催】



②～こころの居場所～AICHI 自死遺族支援

【奇数月に開催(1月除く)】



③Dearest(家族以外の大切な人を自死

で亡くした方の会)

【奇数月に開催】



故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

不用品回収 遺品整理

一般廃棄物
収集運搬業
許可業者

23田廃第495号

田原市の許可業者である私たちにご依頼ください!

家庭から出るごみの回収には、「一般廃棄物収集運搬業の許可」または「市区町村からの委託」が必要です。

不法投棄など不適正な処理をしている無許可業者と知らずに依頼してしまうと、**違法行為となり依頼した側にも処分を科せられる可能性**があります。

**1人で処分するのが難しい大型家具、
分別の仕方が分からない物など**

**ごみのことなら
なんでもご相談ください!**



よくご依頼
いただく
回収例



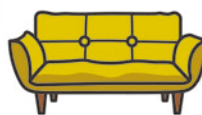
ダンス



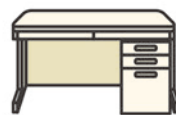
ベッド



自転車



ソファ



机

見積無料

090-3156-1078

担当:渡邊(ワタナベ)までお気軽にお問い合わせください!

受付時間 8:30~20:30 土日も対応いたします!

終活 相続 身元保証 の 無料相談 受付中!



お気軽にご相談ください。あなたに寄り添い、安心を届けます。

令和6年4月1日～
相続登記が義務化
されました!

終活

終活に決まったルールはありませんが、やみくもに進めてしまうと余計な時間とお金がかかることもあります。私たちは一人ひとりのご状況や想いをしっかりと受け止め、ベストな終活ができるよう寄り添いサポートします。

相続

相続は、遺された家族の生活を保障するためにもとても大切な制度です。司法書士、税理士、弁護士等の専門家と密な連携をとり、最適な相続の方法を考え、お客様の負担を軽減します。

身元保証支援

おひとりで暮らしている方、ご家族が遠方にいる方、ご家族やご親族との関係が希薄な方の入院や通院、福祉施設へ入所する際の身元保証人を引き受けます。身元保証相談士協会の認定資格を保有する身元保証相談士が、責任を持って対応します。



すずき・かとう相続診断士事務所に依頼する3つのメリット

相続にかかわる

手続きを1本に集約
時間・コストを削減



相談会で

士業の専門家が
アドバイス



自社一貫で

幅広く対応、
最後まで寄り添い
サポートします



「終活」「相続」の専門知識が豊富なわたしたちにすべてお任せください

終活

- 任意後見契約
- 生前贈与
- 相続税対策
- 不動産売却
- 遺言書の作成
- 死後事務委任契約
- 家族信託
- 法廷後見
- 身元保証支援

ご家族の 手続き

- 相続手続き
- 遺言書の執行
- 家財整理、残置物処理
- 遺産分割協議
- 死後事務の実施
- 不動産売却
- 相続税申告
- 家族信託

※上記以外の手続きも対応します

笑顔相続の
道先案内人

すずき 相続診断士事務所 / 行政書士 加藤智己事務所

〒440-0816 愛知県豊橋市談合町64番地
★駐車場あり(建物裏にもあります)

受付時間 9:00～20:00 土・日・祝・夜間も対応します

メール info@yorisou-souzoku.net



お問い合わせ先

0532-35-6769

すずき・かとう相続診断士事務所

検索



HPはこちら

委任状(承諾書)

●死亡に伴う各種手続きを代理人が行う場合には、委任状(承諾書)が必要となります。下記様式を参考にしてください。

(例)住民票・税に関する証明書の請求の場合は、同一世帯以外の方は委任状(承諾書)が必要となります。

また、戸籍に関する証明書の請求をする場合は、直系親族以外の方は委任状が必要となります。

●この委任状(承諾書)は、委任者本人が自署ですべて記入してください。

●委任状はコピーしてご使用ください。

住民票関係

委任状

※この委任状は、委任者本人が自筆ですべて記入してください。

【役所へ来られる方】

住所

氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
委任する内容	※該当するものに□のように印を付けてください。 □住民票(除かれた住民票を含む) □全部(全員) 通数 通 □一部(個人) 必要な人の名前 通数 通 *特に必要な事項→ □無 □続柄 □本籍 □個人番号 □住民票コード □国籍・在留資格等 ※続柄・本籍・国籍等記載の住民票の交付には委任した方の本人確認書類の提示が必要です。 ※個人番号・住民票コード記載の住民票は委任した方の住所へ郵送します。封筒と切手が必要です。 □転出届(委任した方の本人確認書類の提示が必要です) □転入届 □転居届 □その他【 】				
使用目的 住所異動の場合は必要ありません					

上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任しましたのでお届けします。

令和 年 月 日

愛知県田原市長 殿

【委任した人】

住所

氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
----	------	----------------	---	---	---

戸籍関係

委任状

住所

年 月 日

委任する内容	☐ 戸籍謄抄本 交付申請 ☐ 除籍・改製原戸籍謄抄本 交付申請 ☐ 身分証明書 交付申請 ☐ その他 【 】 ※ 該当するものに ☑ のようにしるしをつけてください。
使用目的	

愛知県田原市長殿

住所

本籍

年 月 日

税関係

承諾書

年 月 日生

相続のお悩み、 地域密着で しっかり解決。



私たち米津司法書士事務所は、
地元根ざしたアットホームな司法書士事務所です。
相続や遺言、不動産登記に関する複雑な手続きも、
経験豊富なスタッフが安心のサポートを提供します。



私たちがご提供するサービス

相続手続き

遺産分割や相続登記など、複雑な
手続き全般をサポートします。ご家族
の大切な財産を守るために、丁寧に
対応します。

不動産登記

不動産の名義変更や登記に関する
手続きを迅速に行います。わからな
いことがあればいつでもご相談くだ
さい。

遺言書作成

将来のトラブルを防ぐため、遺言書
作成のサポートを行っています。公
正証書遺言も安心してお任せくださ
い。

安心してお手続きを進められるよう、心を込めてサポートいたします。

しつこい営業等は一切いたしません。

まずはお気軽にご相談ください。

代表
米津
孝紀



米津司法書士事務所

Yonezu

米津司法書士 | 検索

[お問い合わせ]

Tel. 0532-26-6008

E-Mail. info@yonezu-office.com

〒441-8027

愛知県豊橋市錦町9番地

[Web]

https://yonezu-office.com/



クリーンな地球のために

お見積書無料
お気軽に
ご相談下さい。

一般家屋から
ビルまで解体を
行います。

解体工事Q&A

- Q. 接する道路が狭く解体重機や車が出入りしづらい場所でも対応できますか？
- Q. 見積に庭木・生垣・外構・庭石などの撤去処分を盛り込む事はできますか？
- Q. 引越し後に残った不要品・生活ゴミなどの片付け処分もできますか？
- Q. 万が一、近隣の建物に傷が付いた場合にはどうなりますか？
- Q. 解体時の騒音・振動・粉塵で近隣の方に迷惑をかけることはありますか？
- Q. 日曜日、祝日での作業・打合せは可能ですか？
- Q. アスベスト含有建材の解体処分は適正にできますか？
- Q. 愛着のある古民家の柱や梁材を再利用できますか？
- Q. 解体工事に引き続き造成工事もお願ひできませんか？
- Q. 工事中、遠方の住まいや仕事で立ち会いできないのですが？



A. 安心して下さい！すべて解決できます！

当社は産廃処理法に基づいた適切な処理をし、工事保険にも加入している優良業者です。
当社の強みは解体前の周辺環境の問題からあらゆるニーズに対応するため、
**様々な解体重機を26台、運搬車両23台所有し、アスベスト含有建材を
適正に処理ができる最終処分場(愛知県知事許可)を所有しております！**

★ パワーショベル、産業廃棄物運搬許可車両は
全て自社で所有していますので、低コストなご提案が可能！

★ 自社処分場を完備！アスベスト等の処理には
高いコストパフォーマンスを発揮します！

解体見積を依頼するにあたりご相談・ご要望等ありましたら
お気軽にお電話下さい！

☎0531-25-0374 **見積無料**

長年大切にされてこられた建物を当社のプロ集団が安全丁寧に解体から処分までします

総合建物解体・土木工事一式



株式会社 加藤土木解体
KATO DISMANTLING AND ENGINEERING
愛知県田原市仁崎町浜辺4番地

TEL 0531-25-0374

FAX 0531-25-0897

MAIL info@katoudoboku.com

HP <https://www.katoudoboku.info>